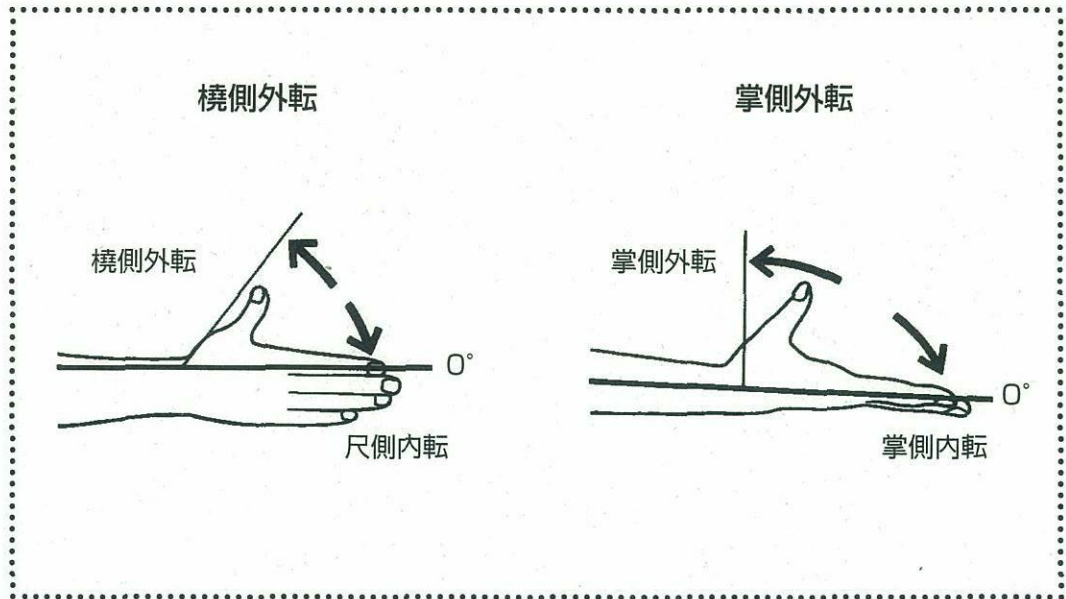


(2) 母指の「用を廃したもの」について

従来、母指の中手指節関節の運動（母指の対立及び指間の離開）については、指節間関節の運動障害と同様、1/2以下に制限されている場合は「母指の用を廃したもの」と取り扱うとしていたのを改め、新たに、**橈側外転及び掌側外転**に著しい運動障害（可動域が健側の1/2以下に制限されたもの）が存するものを「用を廃したもの」と取り扱うこととしました。



(3) 手指の「用を廃したもの」について

手指の末節の指腹部及び側部を支配する**感覚神経が外傷により断裂し、手指の感覚が完全に脱失した場合**^{※5}についても、新たに「手指の用を廃したもの」と取り扱うこととしました。

※5 「手指の感覚が完全に脱失した」ことは、筋電計を用いた知覚神経伝導速度検査の結果、感覚神経活動電位 (SNAP) の振幅がないことを確認することにより認定します。